

2 懲戒処分事例

ストライキの禁止

ある職員団体が行動の具体的戦術等を企画し、傘下支部に指令した結果、勤務時間内にストライキが実施されたが、中央執行委員長として、この行為を企画・指令し、職員が争議行為を行うよう、その遂行をそそのかした。

停職処分

秘密を守る義務

内規により職務情報を許可なく持ち出すことを禁止されていたにもかかわらず、データ修復を目的として私用パソコンに複製、保有し、さらにそのパソコンがウィルスに感染した結果情報が流出。

停職処分

政治的行為の制限

所属する組織のOBが選挙に立候補し、他の職員等に対して当該候補者への投票を依頼。

減給処分、公職選挙法違反で罰金刑

アルバイト等の制限

国家公務員となった後も、学生時代から行っていた有料山岳ガイドを続けており、また、関連雑誌の連載を担当し、それに対して報酬を受領。

戒告処分

法令や上司の命令に従う義務

上司から適切な事務処理の指示を受けたにもかかわらず、当該事務を実施せずに虚偽の報告書等を作成し、さらに出張旅費を不正に受領。

停職処分

職務専念義務

職員が加入している任意団体の事務を、勤務時間中に職場のパソコン等を使用して行った。

減給処分

信用失墜行為の禁止

休日に、停車中の自動車に追突する物損事故を起こし、さらに酒気帯び運転だったことにより検挙。また、当該事案に関する上司の追及に対し、虚偽の答弁を繰り返した。

免職処分